

出 監 第 1 0 1 号

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

(略)

出水市監査委員 吉 本 純 久  
同 築 地 孝 一

#### 住民監査請求について（通知）

令和 2 年 1 1 月 1 6 日付けで受け付けた住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしましたので通知します。

#### 記

##### 1 請求の要旨

本件請求において、請求人の主張を次のとおり整理した。

- (1) 出水市病院事業の経営状態について、出水市長は病院事業管理者をして、広報ひまわり令和 2 年 9 月号に、令和元年度の経常利益及び純利益が黒字であるかのように装うために具体的な勘定科目を省略した損益計算書を掲載させ、市民に公表した。
- (2) 出水総合医療センター（以下「医療センター」という。）の令和元年度の決算は、経常利益及び純利益は実質赤字であり、累積赤字は増え続けている

のが現実である。

- (3) 実質赤字であることを故意に隠した市長の隠蔽工作は、実質赤字を黒字と信じた出水市民を欺く結果となり、出水市民の医療センターに対する信頼を大きく損なうこととなり、今後医療センターからの患者の離反が起こることが考えられ、キャッシュ不足や出水市から医療センターへの貸付残金が不良債権になることも予想される。
- (4) 市長が、医療センターの赤字を黒字とする出水市民への背信行為により、医療センターの赤字が拡大し、それにより出水市の財産が減少する影響を受ける結果となるのは必至である。
- (5) 令和元年度の医療センターの決算が黒字であるとする広報ひまわりの掲載記事は、出水市長が違法かつ不当に財産の管理を怠る事実である。

また、広報ひまわりに医療センターの赤字を黒字と掲載する行為は、出水市長が執行機関の長として、地方公共団体の事務を誠実に管理し及びその執行する義務を怠る違法な行為である（法第138条の2）。

- (6) よって、市長に対し、広報ひまわりに、同誌9月号の記事の訂正文を掲載することを求める。

## 2 監査委員の判断

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な「①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為」という。）」が対象とされている。

また、住民監査請求は、違法若しくは不当な財務会計行為によって、当該普通地方公共団体に財政的損害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを求めるものとされている。

上記の規定を踏まえ、請求人の主張について、住民監査請求の要件を満たすものかどうか検討した。

まず、本件請求の対象となる行為は、医療センターが発行した「広報ひまわり」への記事掲載（以下「当該行為」という。）であり、請求人は、出水市病院事業の令和元年度の決算が実質赤字であるにも関わらず、その事実を隠蔽し、黒字であったとする記事を掲載した行為は、出水市病院事業の赤字が拡大し、かつ、多額の財政支援を行う出水市の財政をも圧迫すると主張していると解される。

しかし、当該行為は、適法に行われた病院事業の令和元年度決算の結果である財務諸表を市民に広く公表するための一般行政上の行為であり、当該行為自体は、財務会計行為に限定した住民監査請求において対象となる違法又は不当な行為とは認められない。

また、当該行為により生じ、又は生じるおそれがある損害について、請求人は、医療センターの経営状態と今後の見通しについて主張しているにとどまり、当該行為を起因とした具体的損害、又は損害の可能性を摘示しているとは言えない。

次に、当該行為が違法又は不当であるとする理由について、請求人は、実質赤字である令和元年度の経常利益及び当年度純利益を黒字と公表した当該行為が、財産の管理を怠る事実（法第242条第1項）であると主張している。

しかし、法第242条にいう「財産」とは、法第237条第1項に規定する「公有財産、物品、債権及び基金」と解されており、当該行為は「財産の管理」には当たらないと認められる。

また、請求人は、出水市長が実質赤字であることを隠蔽し、広報ひまわりに記事を掲載した行為は、法第138条の2に規定する「地方公共団体の事務を誠実に管理し及びその執行する義務」を怠る違法な行為であると主張している。

同条は、地方公共団体のすべての執行機関が、その権限に属する事務を管理し、及び執行するにあたってのよるべき根本基準を規定したものと解されている

広報ひまわりの発行業務については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条の規定に基づき、病院事業管理者が権限を有し執行する業務で

あり、また、掲載内容は、前述のとおり適法に行われた決算について掲載したものであることから、当該行為が法第138条の2に抵触する行為とは認められない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に定める住民監査請求として不適法であると判断し、本件請求を却下する。